主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人渡辺春雄の上告趣意は憲法違反を主張するけれども、道路交通法七二条一項後段の規定が憲法三八条一項に違反しないことは、当裁判所の判例(昭和三七年五月二日大法廷判決、刑集一六巻五号四九五頁)の趣旨とするところであるから、所論は採ることができない。

よつて、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四二年三月三〇日

最高裁判所第一小法廷

誠		田	岩	裁判長裁判官
郎	俊	江	λ	裁判官
吾	謹	部	長	裁判官
郎	=	田	松	裁判官
- 郎	健	隅	大	裁判官